

スウェーデンの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

スウェーデン王国（スウェーデン語では「Konungariket Sverige」）（以下「スウェーデン」という）は、北欧の中心に位置する立憲君主制（又は象徴君主制）の国家である。従来、スウェーデンにおいて長年にわたり社会民主党政権の下で推し進められてきた高福祉・高負担国家としての側面が、他国から注目されてきた²。

スウェーデンは、外交面では、中立政策を採ってきたが、EU加盟にあたり、中立政策との関係について大きな議論が巻き起こった。結局、中立政策とは、軍事的非同盟のことでありと定義し直し、スウェーデンは、オーストリア及びフィンランドとともに、1995年にEUに加盟した。

スウェーデンの外交のもう1つの側面は、積極的外交政策ということである。即ち、スウェーデンは、軍縮問題への関与や第三世界への支援等を積極的に行い、世界平和への積極的な努力を行ってきた。積極的外交政策により世界平和を実現することこそが、中立政策をとるスウェーデンにとっての安全保障に繋がると考えられたためである。

スウェーデンでは、伝統的に、鉄鋼業、重化学工業、航空機・自動車等の製造業が盛んである。最近では、他の産業分野においても、世界的に有名な企業をいくつも輩出している（例えば、IKEA、H&M、Spotify）。スウェーデンで生まれた発明も数多くあり、例えば、テトラパック、ファスナー、安全マッチ、受話器、モンキーバナナ、遠心分離機、蒸気タービン、ベアリング、冷蔵庫、パソコンのマウス、ペースメーカー、3点式シートベルト、GPS、摂氏温度計等がある。また、広く知られているように、スウェーデンの発明家であり実業家でもあったアルフレッド・ノーベルは、ダイナマイトの開発により巨万の富を得たが、その莫大な遺産は「ノーベル賞」の創設・運営に使われ、今日に至っている。このように、スウェーデンは、発明や技術革新が非常に多い国であるといえる。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<http://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² スウェーデンが「フリーセックスの国」というのは誤解であり、むしろ、実際のスウェーデンは、「性の商品化」には厳しい態度をとっている。例えば、スウェーデンには、買春防止法があり、児童ポルノ所持は犯罪とされている。これに対して、スウェーデンは、「セックスフリーの国」であるというのは正しい。即ち、あらゆる面において「性差」が廃され、女性の社会進出が進んでおり、男性が育児をするのが当たり前前の社会となっており、同性婚も認められている。

そこで、本稿では、スウェーデンの知的財産法の概要を紹介することとしたい（なお、スウェーデンも加盟している EU の知的財産法の説明については、別稿を参照されたい³⁾。

II スウェーデンの法制度一般

スウェーデン法の属する「北欧法」が、①大陸法や英米法とは異なる独自の法系を構成するのか、それとも②大陸法系の中の北欧法族を構成するのかについては争いがあるものの、後者の見方が有力といわれている。そして、北欧法族の中でも、その類似性の度合いにより、(ア) スウェーデン法とフィンランド法、及び (イ) デンマーク法とノルウェー法の 2つのグループに分けることができる（例えば、スウェーデン法とフィンランド法には、民事と刑事の両訴訟手続に共通の「訴訟手続法」を有するという類似性がある）⁴⁾。スウェーデンでは、ローマ・カノン法やドイツ・ローマ法の影響も受けつつ、14世紀頃から王国における統一的な法典編纂の動きがあった。そして、1734年に成立した「スウェーデン王国法典」の法体系は、今日においても、（大改正や新立法というような変化を受けつつも、）基本的には維持されており、中には成立当時のまま現行法としての効力を有している法規定もあるといわれている⁵⁾。

現在のスウェーデンの法制度は、基本的には、成文化された制定法により形作られている。スウェーデンには、統一的な「民法典」や「商法典」は無いが、個別の分野ごとに法律が制定されており、例えば、「契約法」(SFS 1915:218)、「売買法」(SFS 1990:931)、「消費者売買法」(SFS 1990:932)、「国際売買法」(SFS 1987:822)、「損害賠償法」⁶⁾ (SFS 1972:207)、「製造物責任法」(SFS 1992:18)、「会社法」(SFS 2005:551) 等がある。現在、スウェーデンには、「Svensk förtfattningssamling」(略称は「SFS」)という法令を制定順に収録する法令集がある。スウェーデンの法令は、上記「1915:218」のように、上記法令集の掲載番号が付されており、これにより特定して検索することが可能である⁷⁾。また、「スウェーデン王国法律全書」(スウェーデン語では「Sveriges Rikes lag」)もあるが、これは、日本でいうところの六法全書に相当する。スウェーデン政府のウェブサイトには、一部の重要な法律の英訳が掲載されている⁸⁾。「lagrummet.se」というウェブサイトでは、スウェーデン法の調査及び概要等について、英語により情報が提供されている⁹⁾。また、「Globalex」という

³⁾ 「世界の知的財産法 第2回 EU」(『特許ニュース No.13921』(経済産業調査会、2015(平成27)年3月17日)1~5頁。

⁴⁾ 萩原金美編著『スウェーデン法律用語辞典』(中央大学出版部、2007年)xi頁。

⁵⁾ 萩原・前掲書viii頁。

⁶⁾ クリスティアン・フォン・バール著、窪田充見訳『ヨーロッパ不法行為法(1)』(弘文堂、1998年)543~549頁の和訳を参照。

⁷⁾ <http://www.riksdagen.se/Dokument-Lagar/Lagar/Svenskforfattningssamling/>

⁸⁾ <http://www.government.se/sb/d/3288>

⁹⁾ <http://www.lagrummet.se/english/>

ウェブサイトの「UPDATE: Swedish Law and Legal Materials」も参考になる¹⁰。

スウェーデンの契約法は、売買契約等に限定されず、各種の契約に一般的に適用される基本的な法律である。同法は、とくにドイツ民法典の影響を受けて制定されたものであるため、日本の民法に慣れ親しんだ者にとっても理解しやすい内容であると思われる。例えば、契約法によると、契約は、申込と承諾という意思表示の合致により成立する（1条1項）。そして、隔地者間の申込と承諾、申込と承諾の撤回、条件付きの申込と承諾、申込の勧誘等について、具体的な規定が置かれている（2～9条）。また、スウェーデンの損害賠償法によると、「故意又は過失により、人身損害又は物的損害を生ぜしめた者は、本法に別段の定めのない限り、その損害を賠償しなければならない。」（2章1条）と規定されている。とはいえ、当然ながら、スウェーデン法には、特色のある概念や規定も少なくないことにも留意すべきである。例えば、スウェーデン法には、「弱い無効」（日本民法でいう「取消」に近い）と「強い無効」（日本民法でいう「無効」に近い）という概念の区別がある¹¹。

スウェーデンの裁判所による判決例には、コモン・ロー諸国における「先例拘束性の原理」は採られていない。しかしながら、判決例は、成文化された法令を解釈・具体化し、法を発展させるという事実上の役割を果たしている。

スウェーデンは、EUの加盟国である。EUにより採択された規則は、スウェーデンに直接適用され、国内法令に優越する。EUの指令がスウェーデンで法的効力を生じるためには、スウェーデンで国内法化される必要がある。

III 知的財産法全般

スウェーデンの知的財産法制度は、主に、特許法、商標法、著作権法等により構成されている。また、知的財産権に関する裁判所の判例も、事実上、重要な役割を果たしている。

スウェーデンは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、パリ条約、WIPO設立条約、WTO協定、TRIPS協定、特許協力条約（PCT）、欧州特許条約（EPC）、国際特許分類に関するストラスブール協定、微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約、植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV）、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニス協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約等である。

知的財産権に関連するスウェーデンの政府機関としては、「スウェーデン知的財産庁」（英語では「Swedish Intellectual Property Office」、スウェーデン語では「Patent- och registreringsverket」（PRV）がある¹²。PRVは、主に特許、意匠、商標の出願の受理・審

¹⁰ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Sweden1.htm>

¹¹ 山下丈著「スウェーデンの契約法について」（『広島法学 第8巻第4号』（広島大学法学会、1985年））61頁。

¹² <https://www.prv.se/en/>

査・登録のほか、著作権等も管轄している。

スウェーデンは EU に加盟しているため、その知的財産法制度は、他の法分野と同様に、スウェーデン国内レベルと欧州レベルとの二重構造となっているところに特徴がある。即ち、まず、スウェーデン国内においては、国内法に基づき、特許権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密等の知的財産権が保護されている。EU の各加盟国の国内法に基づく知的財産権の要件・内容等がばらばらでは混乱をきたすので、それらを実体的に調和させる試みが行われてきたところであり、一定程度の調和が実現した。そして、このような国内法に基づく知的財産権のほか、欧州レベルでの条約に基づく知的財産権を保護する制度が創設され、現在も、その拡充に向けた努力が行われている。例えば、商標については欧州連合商標 (EUTM)¹³ 制度、意匠については共同体意匠制度が創設され、欧州レベルでの権利保護が可能となっている。また、現在、特許については、スウェーデンを含む欧州の多くの国々により、欧州単一効特許及び統一特許裁判所の創設に向けた努力が行われており、近い将来、実現されることが見込まれている¹⁴。なお、著作権及び営業秘密に関しては、基本的制度の統一・調整を図るための EU の指令がいくつか公布されているものの、あくまで各加盟国の国内法に基づく保護のみにとどまっており、欧州レベルでの統一された権利保護の制度とはなっていない。

IV 特許

現在のところ、スウェーデンで特許権を取得するには、2つの方法がある。1つは、欧州特許条約 (EPC) に基づき欧州特許局 (EPO) に対して出願を行い、許可後に、スウェーデン等の希望する国における登録を行うことである。もう1つは、スウェーデン知的財産庁に特許出願を行い特許を取得することである。いずれの方法の場合も、PCT 出願で行うことが可能である。前者については、本連載の第2回で述べたので、今回は、主に後者について説明する (但し、いずれの方法でも、取得した権利の効力は同じである)¹⁵。

特許出願を行うことができるのは、発明者及び承継人である。スウェーデン国内に住所を有しない出願人は、スウェーデンの代理人に出願を委託しなければならない。出願言語については、出願人は、スウェーデン語又は英語のいずれかを選択することができるが、もし英

¹³ 2016年3月23日の欧州連合商標規則の施行までは、「共同体商標」(CTM) という名称であった。

¹⁴ 但し、英国は、EU 離脱 (Brexit) に伴い、欧州単一効特許及び統一特許裁判所制度への不参加を表明している。

¹⁵ 本稿の「特許」の部分については、①ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「スウェーデン」の「制度ガイド」6～15頁、②特許庁ウェブサイトにおけるスウェーデン特許法の和訳等を参照した。

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11457095/www.ipo.go.jp/system/laws/gaikoku/ipr/support/miniguide.html>

<https://www.ipo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html#europe>

語を用いることを選択した場合、特許料納付時にクレームのスウェーデン語訳を提出しなければならない。

スウェーデンでは、特許出願後、方式要件の審査が行われる。出願日又は優先日から 18 か月経過後、出願書類が公開される（早期公開を請求することも可能）。その後、実体審査が行われる。審査請求制度は無い。

スウェーデン特許庁は、出願人に対し、優先権主張の基礎とされた外国出願を含む対応外国出願の審査結果等の情報の提出を要求することができる。なお、日本とスウェーデンはともに「グローバル特許審査ハイウェイ」(GPPH) を実施している¹⁶。

スウェーデンの特許法によると、特許権付与の要件は、①不特許事由（芸術的な創作物である場合、発見又は科学上の理論に過ぎない場合、算術的な方法の場合、精神的な行為の場合、遊戯方法又は商業的な活動のための計画等の場合、コンピュータ・プログラムそのもの場合、単なる情報の提供の場合、公序良俗に反するおそれがある場合、人体又は動物体の治療的処理方法の場合等）に該当しないこと、②絶対的新規性があること（出願日又は優先日前に国内又は国外で公知、公用となり又は刊行物に記載されていなかったこと）、③進歩性があること、及び④産業上の利用可能性があることである。新規性喪失の例外事由としては、(a) 出願日前 6 か月以内に、特許を受ける権利を有する者の意に反して発明が公知となった場合、(b) 出願日前 6 か月以内に、当該発明が、国際博覧会に関する条約の条件に該当する公式の国際博覧会で展示されたものである場合がある。

特許庁審査官は、実体審査の後、「Technical Notice」又は「Final Notice」を発行する。Technical Notice は、審査の結果、特許付与の要件を満たしていないと判断された場合に発行される。出願人は、Technical Notice から 4 か月以内（2 か月の延長が可能）に、意見書・補正書を提出して応答しなければならない。期間内に応答しなかった場合、出願は放棄されたものとみなされる。また、Technical Notice に応答した場合であっても、依然として特許付与の要件を満たしていないと判断された場合は、出願拒絶決定書が発行される。出願拒絶決定書に不服がある出願人は、決定日から 2 か月以内に、裁判所 (Court of Patent Appeals) に控訴することができる。他方、Final Notice は、審査の結果、特許付与の要件を満たしていると判断された場合に発行される。出願人は、Final Notice について、特許クレーム等の書類に同意しなければならない。出願人の同意の後、審査官は出願人に対し、①2 か月以内の特許料の納付、②（特許が英語で付与される場合、）クレームのスウェーデン語訳の提出を請求する。これらの手続きが履践された後、特許庁は特許を付与し、特許付与日が特許原簿に登録され、出願人に特許証が交付される。

特許付与日から 9 か月以内に、異議申立てをすることができる。異議申立て理由としては、①特許要件を満たしていない出願に対して特許が付与されたこと、②明細書における発明の記載が不十分であるにもかかわらず特許が付与されたこと等がある。異議申立てがあ

¹⁶ 詳細については、前掲「制度ガイド」11～14 頁を参照されたい。

った場合、異議申立書の副本が特許権者に送達され、その後、特許権者は答弁書・補正書を提出することができる。異議申立てが認められた場合、特許取消決定が下される。特許取消決定に不服を有する特許権者は、決定日から 2 か月以内に、裁判所に対して不服申立てをすることができる。

特許権の存続期間は出願日から 20 年であるが、設定登録日から発生する。

なお、スウェーデンには、実用新案制度は無い。

V 意匠

意匠については、「EU 全体において有効な意匠制度」と、「スウェーデン等の各加盟国においてのみ有効な意匠制度」に分けられる。前者は、「共同体意匠」(Community Designs)と呼ばれるものであり、欧州共同体商標意匠庁(OHIM)に出願して取得する。後者は、「意匠の法的保護に関する指令」により、EU 域内市場に関連する実体規定については調和されている。以下では、後者について説明する。

スウェーデンの意匠法¹⁷によると、意匠とは、「物品の細部又は物品の装飾の細部の特徴からもたらされる物品の全部又は一部の外観であって、特に、線、輪郭、色彩、形状、織り方又は材料に関するもの」をいうと規定されている。

意匠出願を行うことができるのは、創作者及び承継人である。スウェーデン国内に住所を有しない出願人は、スウェーデンの代理人に出願を委託しなければならない。出願言語は、スウェーデン語、ノルウェー語又はデンマーク語のいずれかを選択することができるものとされているが、もし他の言語で出願した場合は、翻訳文の提出を要求されることになる。

スウェーデンでは、新規性、独自性等についての実体審査は行われずに、方式審査のみで意匠登録され、意匠公報でその内容が公告される。出願公開制度及び審査請求制度は無い。

意匠登録公告日から 2 か月以内に、不登録事由があること、新規性が無いこと等を理由として、異議申立てを行うことができる。

意匠の不登録事由としては、①意匠の定義に適合しないこと、②公知意匠と実質的に同一の意匠であること、③先行する他人のスウェーデンにおける登録意匠と実質的に同一の意匠であること、④公序良俗に反する意匠であること、⑤公的機関の紋章等と混同を生じるおそれがある意匠であることが挙げられる。「出願日又は優先日前に、同一又は些細な部分のみが異なる意匠が、公衆の利用可能な状態に置かれていた場合」には、新規性が認められない。「公衆の利用可能な状態に置かれていた場合」としては、「意匠が、登録、出展、販売の申出、その他の方法で公表され、通常の業務過程において、欧州連合内で関連する特定部門に知られていた場合」が挙げられる。なお、①意匠登録を受ける権利を有する者が意匠を公表した場合、又は②意匠登録を受ける権利を有する者の意に反し、第三者が意匠を公表した

¹⁷ 本稿の「意匠」の部分については、①前掲「制度ガイド」16～20 頁、②特許庁ウェブサイトにおけるスウェーデン意匠法の和訳等を参照した。

場合、意匠が利用可能な状態に置かれた後、12 か月以内に出願されたことを条件に、新規性喪失の例外が認められる¹⁸。

意匠登録拒絶査定に不服がある者は、2 か月以内に裁判所に提訴することができる。

意匠権の存続期間は最長 25 年である（出願後最初の存続期間は 5 年であるが、その後、5 年ごとに、合計 25 年まで延長することができる）。

意匠登録に、不登録事由があること、新規性が無いこと等の実体要件を満たしていないと判断する者は、登録の無効・取消しを請求することができる。

VI 商標

商標についても、前述した意匠の場合と同様に、「EU 全体において有効な商標制度」と、「スウェーデン等の各加盟国においてのみ有効な商標制度」に分けられる。前者は、「欧州連合商標」（EUTM）と呼ばれるものであり、欧州共同体知的財産庁（EUIPO）に出願して取得する。後者は、「商標に関する加盟国法を調和させるための指令」により、EU 域内市場に関連する実体規定については調和されている¹⁹。以下では、後者について説明する。

スウェーデンの商標法は、EU 商標指令に適合させるため、2018 年に改正された（2019 年 1 月 1 日施行）。これにより、スウェーデンの商標法は、他の EU 加盟国の商標法により一層近づいたといえる。

従来の商標法では、スウェーデンで商標として保護される対象は、「視覚的に表示することができる標識」であり、個人名・図形・文字・数字を含む語句及び商品又はその包装の形状で構成することができるものとされていた。しかし、2018 年改正商標法により、一定レベルの識別力を有する標識であれば、商標として保護され得ることとなった。その結果、現在では、音や動き等も商標の対象に含まれる。

スウェーデンでは、一定の要件を満たす使用により、未登録商標も保護を受けることができる。但し、そのためには、関連する公衆の 3 分の 1 が市場における当該標章の存在を知っていることを、市場調査等の証拠により立証しなければならない。「3 分の 1 の基準」が満たされているかどうかは、PRV や裁判所の裁量によりケースバイケースで決定される²⁰。

スウェーデン国内に住所を有しない出願人は、スウェーデンの代理人に出願を委託しなければならない。出願言語は、スウェーデン語である。

スウェーデンは、「標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書」に加入しているため、マドプロ出願が可能である。

商標の不登録事由としては、①識別力がない標章、②商品・サービスの品質、数量、用途、

¹⁸ 前掲「制度ガイド」17～18 頁。

¹⁹ 本稿の「商標」の部分については、①前掲「制度ガイド」21～26 頁、②特許庁ウェブサイトにおけるスウェーデン商標法の和訳等を参照した。

²⁰ <https://www.worldtrademarkreview.com/anti-counterfeiting/sweden-2>

原産地等を表示するだけの標章、③国、国際機関又は政府間機関の名称、略称、旗章、紋章もしくは記章からなる標章、④公衆を欺くおそれがある標章、⑤公序良俗に反する標章、⑥他人の氏名、芸名、肖像等を含む標章で、他人の承諾が無い場合、⑦他人の取引上の象徴と類似する標章で、他人の承諾が無い場合、⑧他人の登録商標と同一又は類似の標章が挙げられる²¹。

スウェーデンでは、先願主義、一出願多区分制が採用されている。

商標出願後、方式審査だけでなく、実体審査が行われる。実体審査は、絶対的不登録事由（識別性を有しないこと、公序良俗に反すること、公衆を欺瞞するおそれがあること等）及び相対的不登録事由（先行商標と同一又は類似であること、先行商標と類似するため公衆が混同するおそれがあること等）について行われる。出願公開制度、審査請求制度は採られていない。

なお、出願された標章に識別力のない部分が含まれている場合に、その識別力のない部分について出願人が権利放棄を行うことにより、商標登録を受けることが可能である（ディスクレーマー制度）。また、他者の商標と類似する出願は拒絶されるが、その他者から同意書（Consent Letter）を取得して特許庁に提出することにより、拒絶理由を回避できる可能性がある（コンセント制度）²²。

出願後の方式審査及び実体審査において問題があると審査官により判断された場合、出願人にその旨が通知され、意見書・補正書を提出する機会が与えられる。出願人が意見書・補正書を提出したにもかかわらず、依然として問題が解消されていないと判断された場合、拒絶査定がなされる。拒絶査定を受けた出願人は、2か月以内に裁判所に提訴することができる。

他方、出願後の方式審査及び実体審査において問題が無ければ、出願が容認され、出願公告が行われる。出願公告後3か月以内であれば、異議申立てをすることができる。異議申立てがないか、異議申立てが認められない場合、商標は登録される。異議申立てが認められなかったことに不服がある異議申立人は、異議決定日から2か月以内に裁判所に提訴することができる。

商標権の存続期間は、出願日から10年間であり（設定登録日から発生する）、以後10年ごとに何回でも更新することができる。

商標権の使用義務は無いが、登録後継続して5年以上登録商標を使用していない場合、請求により登録商標を取り消されることがある。

商標登録に、不登録事由があること、識別力がないこと等の実体要件を満たしていないと判断する利害関係者は、登録の無効・取消しを請求することができる。但し、先行商標権者が先行商標の存在を理由として無効・取消し請求を行ったとしても、先行商標権者が後行商

²¹ 前掲「制度ガイド」22頁。

²² 前掲「制度ガイド」25～26頁

標の使用を 5 年間黙認していた場合には、登録を取り消すことができなくなる²³。

Ⅶ 著作権

EU には、EU レベルでの著作権に関する統一的な法制度は無い。スウェーデンにおける著作権の保護は、スウェーデンの国内法に委ねられているが、EU 加盟国の国内法の内容を調和させるため、著作権に関するいくつかの指令が存在する。例えば、「著作権等の保護期間の調和に関する指令」は、著作権の保護期間を著作者の死後 70 年と定めている。

スウェーデンの著作権法制度においては、「著作物」には、書籍、冊子、映画、写真、音楽、ビジュアル・アート、建築、応用美術、データベース、コンピュータ・プログラム等が含まれるが、単なるアイデアや概念は除かれる。但し、著作物が著作権法による保護を受けるためには、一定レベル以上の創作性が必要である。

スウェーデンでは、著作権は著作物を創作した時点で自動的に発生し、著作権の発生にはとくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。スウェーデンには、著作権登録制度は無い。なお、「©」マークを著作物に付してもよいが、これはスウェーデンでの著作権保護の要件ではない。

著作権には、著作財産権と著作者人格権がある。著作財産権は、その名が示すように、著作者に作品を利用し、経済的に利益を得る能力を与えるものである。これに対し、著作者人格権は、著作者とその作品を結びつける個人的な関係を含むものであり、具体的には、著作物をいつ、どのようにして公衆に提供するかを決定する権限、著作物の著作者を表示する権限、さらには、作品の完全性を維持する権限、すなわち、作品の歪曲、省略、その他の改変を禁止する権限が含まれる。著作者人格権の特徴は、それが財産的権利から独立しているということだけでなく、譲渡できないという点にもある。

スウェーデンはベルヌ条約の加盟国であるため、日本を含む加盟国の著作物の著作権はスウェーデンでも保護される。

スウェーデンでの著作権の保護期間は、著作者の死亡した年から 70 年間である。著作隣接権については、例えば、演奏が行われた年から 50 年間、写真撮影された年から 50 年間である。

著作権侵害者には、民事責任が追及されるほか、自由刑、罰金刑、侵害禁止命令、侵害品廃棄命令が科される可能性がある。

Ⅷ 営業秘密

EU には、営業秘密の保護に関する統一的な法制度は無い。スウェーデンにおける営業秘

²³ 前掲「制度ガイド」26 頁。

密の保護は、スウェーデンの国内法に委ねられているところ、従来は、個別の紛争事案において裁判所の判例により、一定の保護が与えられてきた。そのような状況の下、営業秘密保護に関する EU 指令²⁴を受けて、スウェーデンでは、1990年に制定された営業秘密保護法に代えて、2018年7月1日から新しい営業秘密保護法が施行された。

新しい営業秘密保護法は、EU 指令に従い一部の改正を行ったほか、アクセスを許可されたにもかかわらず営業秘密を使用又は開示した者に対する刑事制裁を導入した。新法は、①一般的に知られておらず、又は容易にアクセスできない、②秘密であるがゆえに商業的価値がある、③秘密を保持するための合理的措置がとられているという要件を満たす情報を保護する。旧法と比べると、上記③の要件が追加されていることがわかる。また、新法では、営業秘密侵害行為によって特性・機能が著しく向上した侵害者の製品の輸入、輸出、在庫の保有を禁止している。一般に、営業秘密保有者は、侵害者から損害賠償を受けたり、侵害者に対して侵害の継続を禁止する差止命令を求めることができるが、新法は、営業秘密の善意の取得者が、営業秘密の継続的使用に対する差止命令を出すのではなく、合理的な報酬を得て営業秘密の継続的使用を許可するよう裁判所に要求することを認めたことが注目される²⁵。

IX エンフォースメント

スウェーデンにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、民事的手段（民事訴訟）、刑事的手段（刑事訴訟）及び税関の水際措置等がある。以下、これらの概要について紹介する。

1 民事的手段（民事訴訟）

（1）スウェーデンにおける民事訴訟手続制度

スウェーデンにおいては、民事手続及び刑事手続の両方について、「訴訟手続法」²⁶（SFS 1942:740）という1つの法律によって規律されている。「訴訟手続法」中には、民事手続及び刑事手続の両方について共通する規定、並びにいずれか一方についてのみ適用される規定の2種類が含まれている。

「訴訟手続法」の制定当初は、直接主義及び集中主義を基本原則としていたが、その後の法改正により、これらの基本原則は修正されている²⁷。

²⁴ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32016L0943&rid=4>

²⁵ <https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=6d6a7ef5-a085-4fcc-b9f0-f3bd5edc1979>

²⁶ 「訴訟手続法」の和訳及び内容の詳細については、萩原金美訳『【翻訳】スウェーデン訴訟手続法 ―民事訴訟法・刑事訴訟法―』を参照されたい。

²⁷ 萩原・前掲書Ⅷ頁。

スウェーデンの民事手続は、日本のものと類似している点が多く、例えば、①地方裁判所、高等裁判所及び最高裁判所という3つのレベルの裁判所による三審制が行われていること、②上級審の負担がかなり重いこと、③原則として、職業裁判官による審理が行われていること、④弁護士強制主義は採られておらず、弁護士の選任は必須ではないこと、⑤争点整理や和解への裁判官の関与がよく行われていること、⑥完全な集中証拠調べではなく、期日間に間隔が置かれることがあること、⑦審理終了後、間隔をおいて書面による判決が言い渡されること、⑧法曹一元ではなく、裁判官の採用及び養成がキャリアシステムによっていること等が指摘されている²⁸。

もちろん、訴訟事件数が比較的多いにもかかわらず、多数の裁判官と多額の裁判所予算に支えられた裁判所システムにより、審理期間が比較的短期（第一審通常事件の平均審理期間は約9ヶ月）に抑えられていること等、日本との違いも少なくない²⁹。

（2）スウェーデンにおける知的財産権侵害訴訟

知的財産権利者は、裁判所に民事訴訟を提起することができる。民事訴訟においては、権利者は、侵害の停止、損害賠償を請求するのが一般的であるが、裁判所は、侵害品等の回収、市場からの撤去、破壊を命じることもできる。また、裁判所は、原告の請求に応じて、侵害者の費用負担で、判決をメディアやオンラインで公表することを命じることもできる。

スウェーデンにおける知的財産権侵害訴訟の手続は、前述した一般的な民事訴訟手続と非常によく似ている。知的財産権侵害訴訟におけるほとんどの手続規定は、司法手続法等の中に規定されている。但し、知的財産権侵害訴訟では、書面による事実の陳述がしばしば使用されるという傾向がある。

「特許・市場裁判所」は、スウェーデンにおける知的財産権及び競争法に関する問題、欧州特許のスウェーデン部分に関する問題を、独占的に管轄している。特許・市場裁判所は、ストックホルム地方裁判所内に設置された特別裁判所である。控訴審は、ストックホルムのスベア（Svea）控訴裁判所内の「特許・市場控訴裁判所」が管轄する。特許・市場控訴裁判所の下した判決・決定に対しては、原則として控訴できない。但し、事件が法理上の重要な問題を含んでいる場合には、最高裁判所への上告が認められることがある³⁰。

また、知的財産権利者は、被疑侵害商品が取引ネットワークを介して流通する前に、仮差止命令を得ることができる。仮差止命令は、知的財産権利者を保護する最も重要な手段の一つである。仮差止命令は通常、当事者間の書面によるやりとりで決定され、口頭審理は行われない。仮差止命令を得るためには、権利者は、回避しなければならない大きな緊急性や差し迫った危険性があることを証明しなければならない。これにより、権利者は直ちに救済を

²⁸ 菅野博之著「スウェーデンにおける民事訴訟の運営」（『ヨーロッパにおける民事訴訟の実情（下）』（法曹会、1998年）所収）337頁。

²⁹ 菅野・前掲書 338～339頁。

³⁰ <https://practiceguides.chambers.com/practice-guides/patent-litigation-2021/sweden>

受けることができる。実際、仮差止命令は、知的財産権侵害訴訟に関連して頻繁に申し立てられている。仮差止命令が出されるまでの期間は、事件の複雑さによって異なる。通常のケースでは、約3～6か月で判断が下される。仮差止命令が認められる要件は、以下のとおりである³¹。

- ①申立人が、特許の侵害（又は侵害の切迫）について相当な理由を示したこと。
- ②被申立人が侵害を継続したり、侵害を助長したりすることで、特許の排他的権利の価値が低下すると信じるに足る理由があること。
- ③仮差止措置は、仮差止命令を支持する理由と釣り合わないほどの不便さや損害を被申立人に与えるものではないこと。
- ④申立人は、仮差止命令の結果として被告が被る可能性のある損失に対して、十分な保証を提供したこと。

知的財産権侵害による損害賠償については、故意又は過失があるか否かで違いがある。侵害者に故意も過失もない場合、損害賠償は、裁判所が合理的と認める範囲に限定される。侵害者が故意又は過失により行為を行った場合、権利者は侵害の結果生じた損失に対する追加補償を受ける権利をも有する。追加補償の額を決定する際に裁判所が考慮する事由としては、逸失利益、侵害行為を行った当事者が実現した利益、発明の評判に対する損害、非金銭的損失、侵害の発生を防止するための権利者の利益等が挙げられる。損害の完全な証拠がない又は入手が困難である等の場合には、裁判所は損害を合理的な金額に算定することができる。なお、懲罰的賠償は、スウェーデン法上、認められていない³²。

2 刑事的手段（刑事訴訟）

（1）スウェーデンにおける刑事訴訟手続制度

スウェーデンでは、刑事手続についても民事手続と同様に、「訴訟手続法」によって規律されていることは前述した。とくに、「証拠調べ」について、民事手続と刑事手続について共通した規定が置かれている点が興味深いところである。例えば、被告人が自白をした場合、原則として、それ以上の証拠調べは不要とされるというように、自白事件は簡略化した手続がとられる³³。また、スウェーデンの刑事手続においては、陪審制は出版に関する犯罪事件等ごく一部の事件に限られているが、参審制は広く実施されている。即ち、第一審の刑事公判手続は、原則として、1名の職業裁判官及び3名の参審員により構成される（訴訟手続法1章3条b第1項）。

³¹ <https://practiceguides.chambers.com/practice-guides/patent-litigation-2021/sweden>

³² <https://practiceguides.chambers.com/practice-guides/patent-litigation-2021/sweden>

³³ 最高裁判所事務総局刑事局監修『陪審・参審制度 スウェーデン編』（司法協会、2002年）35～36頁。

スウェーデン刑法典³⁴ (SFS 1962:700) は、1962年に制定され、その後、幾度もの改正を受けている (例えば、「性犯罪に関する章」等)。スウェーデンでは、死刑及び身体刑は禁止されている (統治法 2 章 4 条、5 条)。

(2) スウェーデンにおける知的財産権侵害犯罪

スウェーデンにおける知的財産権侵害が故意又は重大な過失によって行われた場合、刑事犯罪として起訴することもできる。ただし、検察官が刑事訴訟を開始するためには、公共の利益がなければならない。よって、理論上は知的財産権侵害が刑事犯罪として起訴される可能性があるとしても、実際上はめったに起訴されることはない。ところで、特許侵害を刑事犯罪として追及する可能性を規定するスウェーデン特許法の規定が、2020年9月1日に改正されたことに留意すべきである。この改正により、最も重大な特許権侵害に対する罰則が強化され、意図的に重大な特許権侵害を行った場合には 6 年以下の自由刑が科されることになり、また、検察官が刑事訴訟を提起するために、特許権者が検察官に違反行為を申告する必要がなくなった³⁵。

刑事的手段の主な利点としては、①侵害者に対し、身柄拘束及び自由刑という感銘力の大きい措置をとることができること、②被疑侵害物品をすぐに差し押さえる可能性があること、③裁判所が被疑侵害物品の破棄を命じることもできること等が挙げられる。

3 税関の水際措置

模倣品の問題に直面した知的財産権者としては、スウェーデン税関に連絡し、税関による水際取締り (輸入差止措置) を利用することも有効である。

税関の水際措置については、スウェーデンの税関法及び直接適用される EU 税関規則により定められている。

2018年改正商標法により、スウェーデンの税関を通過する輸送中の模倣品は、商標権を侵害していると推定されることとなった。税関当局は、当該商品を、所有者の異議を考慮することなく差し押さえることができるが、破棄することはできない。商標権者が裁判所で侵害を主張する場合、商品の所有者は、当該商品が模倣品ではないこと、又は当該商品が別の国に向けられており、その目的地の国では非侵害商品とみなされることの立証責任を負う³⁶。

X おわりに

³⁴ 刑法典の和訳については、坂田仁著「スウェーデン刑法典 (試訳)」(『法学研究』(慶應義塾大学出版会、2012年) 79 巻 10 号から 12 号に全 3 回に分けて掲載) を参照されたい。

³⁵ <https://practiceguides.chambers.com/practice-guides/patent-litigation-2021/sweden>

³⁶ <https://awapoint.com/sweden-aligns-trademarks-act-with-eu-regulations/>

以上、スウェーデン知的財産法の概要を簡単に紹介してきたが、スウェーデン法については、ドイツ法、フランス法及びイギリス法と比べると、日本語の文献・論文等が相対的に少なく、スウェーデン法全般の日本語による概説書も残念ながら現在のところ存在しない。しかし、個別の分野に目を転じると、スウェーデン法に関する日本語の文献・論文等が少なからず出版・公表されている。例えば、社会保障法や労働法の分野においては、かなり多くの日本語の論文等により、スウェーデン法の紹介がなされている。また、菱木昭八朗が「家族法」等について、萩原金美が「訴訟法」等について、坂田仁が「刑事法」等について、それぞれ、相当量の研究成果を公表されている（敬称略）。とくに、菱木昭八朗のウェブサイトには、家族法関連を中心とする法令の和訳が掲載されている³⁷。

スウェーデンの知的財産法制度は、前述したとおり、スウェーデン国内レベルと EU レベルに分かれている等、非常に複雑な内容を有することから、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、スウェーデンの知的財産法の動向については引き続き注目していく必要がある。今後、スウェーデンの知的財産法についても、さらに研究が深まっていくことを期待したい。

※ 初出：『特許ニュース No.15439』（経済産業調査会、2021年、原題は「世界の知的財産法 第39回 スウェーデン」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

³⁷ <http://www.senshu-u.ac.jp/School/horitu/researchcluster/hishiki/index2.html>